

## 令和6年能登半島地震に伴い建物被害認定調査のための職員を派遣します

令和6年能登半島地震に伴い、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」及び、国の「応急対策職員派遣制度」に基づき、「り災証明書」発行に必要な建物被害認定調査のための職員を派遣します。

- 1 派遣職員 財政局税務担当職員 計28名（1回4名 7回派遣）
- 2 派遣期間 令和6年4月17日（水）～5月29日（水）の間  
※ 派遣期間中4名体制で建物被害認定調査業務の支援を行う
- 3 派遣先 石川県輪島市
- 4 活動内容 建物被害認定調査の実施等
- 5 その他 派遣人数及び期間等については、状況により変更となる可能性があります。

### 【参考】

#### 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画について

広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体として総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、被災地支援に取り組むことを目的に平成25年12月に策定したものです。

#### 応急対策職員派遣制度について

大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みを定めたものです。

【問合せ先】  
川崎市危機管理本部企画担当 郷野  
電話 044-200-2478